別記様式第4号（第2条の2関係）

水道の使用（開始／変更／終了）申込書

「標茶町水道事業給水条例」及び「標茶町給水条例施行規則」が定型約款（給水契約の内容）となります。
内容については、標茶町ホームページをご覧ください。

※ 太線内 ①～⑦ までの必要事項をご記入ください。

① 届出年月日	令和　年　月　日	② 水道の使用 開始日	令和　年　月　日（開始　月分から）	② 水道の使用 終了日	令和　年　月　日（終了　月分まで）

フリガナ		⑥ 電話番号	－　－
③ 水道使用者 氏名（または名称）	㊞	⑦ 勤務先（名称等）	
④ これからの住所	（方書、ｱﾊﾟｰﾄ名など）：	建物所有者（借家の場合）	
		前使用者	（～　年　月　日）
⑤ いままでの住所	（方書、ｱﾊﾟｰﾄ名など）：		

（転出）施設番号										－
（転出）巡回番号			－	－	－	－	－	－	－	－

※ 開始：給水契約の申込。（転入等）　※ 変更：各種変更等の届出。　※ 終了：使用中止の届出。（転出等）

（ 上水道 ／ 下水道 ／ 簡易水道 ／ 集落排水 ／ 特環下水道：塘路 ／ 特環下水道：磯分内 ）

施設番号									巡回番号			－	－	－	－	－	－	－	－

届出区分	□転出　□町内移動　□転入　□新設　□使用者変更　□徴収区分変更　□用途区分変更（上水／下水） □一時休水(閉栓)　□使用再開(開栓)　□閉栓　□開栓　□撤去　□その他(メーター交換)　□その他

メーター情報	
検定事項	（メーター検定満了）　年　月
止水開栓指針	年　月　日（　m3）
止水閉栓指針	年　月　日（　m3）
メーター撤去指針	年　月　日（　m3）
使用終了(転出時)指針	年　月　日（　m3）

使用者項目			
徴収区分			101.自主納付　201～204.委託徴収（集金） 901.郵便局 / 902.北洋銀行 903.大地みらい信金 / 904.標茶農協 950.組勘標茶農協
上水用途区分			01.上家庭用　02.上一般用　03.上官公用 04.上公共用　05.上営業用　06.上浴場用 07.上臨時用　08.簡農業用　09.簡一般用 10.簡営業用　11.簡臨時用
下水用途区分			01.下水一般　02.上水認定　03.地下水認定 04.一般+地下水認定　05.地下水メーター付 06.農集一般　07.農水認定　08.農集地下水認定 09.農集一般+地下水認定　10.農集地下水メーター付
	※汚水排水量の認定（地下水を使用している場合）		（汚水排水量認定水量 ____ m3） ※下水道条例施行規則第9条に定める基準による。
下水終末処理場区分			01.第一負担区（標茶処理区：左岸地区/川東） 02.第二負担区（標茶処理区：右岸地区/川西） 03.第三負担区（標茶処理区：鉄東地区/川東） 04.その他　05.虹別　06.塘路　07.磯分内
下水道使用開始年月日			年　月　日

（備　考）

担当係確認欄			電算処理（上下水道管理システム）担当者確認 ㊞		検針等引継確認 ㊞
			転入・再開・開栓・新設・修正	転出・休水・閉栓・撤去	
合議	係	係長	□検針業務 □（入力・修正） □調定業務 □（料金更正） □マスタ業務 □（開栓・修正） ※ 使/閉・休、調/休 → 使/「通」、調/「通」	□検針業務 □（入力・修正） □調定業務 □（料金更正） □マスタ業務 □（閉栓・修正） ※ 使/通、調/通 → 使/「閉・休」、調/「休」	□検針引継書 □ □ □徴収引継書 □ □ □仕分けリスト □ □ □その他（　） □ □

別記様式第4号（第2条の2関係）

記載例

水道の使用（開始／変更／終了）申込書

「標茶町水道事業給水条例」及び「標茶町給水条例施行規則」が定型約款（給水契約の内容）となります。
内容については、標茶町ホームページをご覧ください。

※ 太線内 ①～⑦ までの必要事項をご記入ください。

（開始　　月分から）　　（終了　　月分まで）

① 届出年月日	令和２年４月１日	② 水道の使用開始日	令和２年４月10日	② 水道の使用終了日	令和２年10月30日

フリガナ	シベチャ　タロウ	⑥ 電話番号	015 － 485 － 2111
③ 水道使用者 氏名（または名称）	標茶　太郎　㊞	⑦ 勤務先（名称等）	標茶商事
④ これからの住所	標茶町川上4丁目2番地 （方書、アパート名など）：標茶アパート101号室	建物所有者（借家の場合）	
		前使用者	（～　　年　　月　　日）
⑤ いままでの住所	札幌市中央区北3条西6丁目 （方書、アパート名など）：	（転出）施設番号	－
		（転出）巡回番号	－ － － － － － － －

※ 開始：給水契約の申込。（転入等）　※ 変更：各種変更等の届出。　※ 終了：使用中止の届出。（転出等）

（ 上水道 ／ 下水道 ／ 簡易水道 ／ 集落排水 ／ 特環下水道：塘路 ／ 特環下水道：磯分内 ）

施設番号		巡回番号	－ － － － － － － －

届出区分	□転出　□町内移動　□転入　□新設　□使用者変更　□徴収区分変更　□用途区分変更（上水／下水） □一時休水(閉栓)　□使用再開(開栓)　□閉栓　□開栓　□撤去　□その他(メーター交換)　□その他

メーター情報	
検定事項	（メーター検定満了）　年　月
止水開栓指針	年　月　日（　m3）
止水閉栓指針	年　月　日（　m3）
メーター撤去指針	年　月　日（　m3）
使用終了(転出時)指針	年　月　日（　m3）

使用者項目		
徴収区分		101.自主納付　201～204.委託徴収（集金） 901.郵便局／902.北洋銀行 903.大地みらい信金／904.標茶農協 950.組勘標茶農協
上水用途区分		01.上家庭用　02.上一般用　03.上官公用 04.上公共用　05.上営業用　06.上浴場用 07.上臨時用　08.簡農業用　09.簡一般用 10.簡営業用　11.簡臨時用
下水用途区分		01.下水一般　02.上水認定　03.地下水認定 04.一般+地下水認定　05.地下水メーター付 06.農集一般　07.農水認定　08.農集地下水認定 09.農集一般+地下水認定　10.農集地下水メーター付
	※汚水排水量の認定（地下水を使用している場合）	（汚水排水量認定水量 ＿＿ m3） ※下水道条例施行規則第9条に定める基準による。
下水終末処理場区分		01.第一負担区（標茶処理区：左岸地区/川東） 02.第二負担区（標茶処理区：右岸地区/川西） 03.第三負担区（標茶処理区：鉄東地区/川東） 04.その他　05.虹別　06.塘路　07.磯分内
下水道使用開始年月日		年　月　日

（備　考）

担当係確認欄			電算処理（上下水道管理システム）担当者確認 ㊞		検針等引継確認 ㊞
			転入・再開・開栓・新設・修正	転出・休水・閉栓・撤去	
合議	係	係長	□検針業務 □（入力・修正） □調定業務 □（料金更正） □マスタ業務 □（開栓・修正） ※ 使/閉・休、調/休 → 使/「通」、調/「通」	□検針業務 □（入力・修正） □調定業務 □（料金更正） □マスタ業務 □（閉栓・修正） ※ 使/通、調/通 → 使/「閉・休」、調/「休」	□検針引継書 □ □ □徴収引継書 □ □ □仕分けリスト □ □ □その他（　） □ □